

**令和5年度福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例推進会議
委員意見への対応方針**

施策		委員からの意見	対応方針	担当課
資料1				
施策1 自転車交通安全教育等 (条例第11条関係)	1-1 学校における交通安全教育	<p>【県高等学校PTA連合会】</p> <p>高校生になると髪型も自由になり、特に女子生徒は髪型が崩れる等の理由でヘルメット着用に対して抵抗があるようだ。ヘルメット着用を高校側でルールを作るとなると、髪型の指定にもつながってくるのではないかと。</p>	<p>【教育庁】</p> <p>学校では、交通ルールの遵守、正しい交通マナーの実践に向け安全教育を指導していることから、家庭においても同様に、交通安全教育、こどもの命を守るための家庭教育を、学校と一体となって進めて欲しい。</p>	教育庁
		<p>【県サイクリング協会】</p> <p>事故の未然防止のための自転車利用者への安全教育として、高等学校（高専、各種学校、大学等）での啓蒙活動を行うべき。</p>	<p>【県警】</p> <p>令和5年7月末現在において、高校生及び大学生に対する自転車の交通安全教育を、26回（計6,323人）実施しており、今後も引き続き交通安全教育を実施していく。</p>	県警
	1-2 地域における交通安全教育	<p>【県サイクリング協会】</p> <p>事故の未然防止のための自転車利用者への安全教育として、道路交通法、条例等の理解と推進を図る講習（会）などの実施を行うべき。</p>	<p>【県警】</p> <p>令和5年7月末現在において、自転車利用者に対する講習会を、323回（計37,464人）実施しており、今後も引き続き道路交通法及び条例等の理解を図る講習を実施していく。</p>	県警
施策2	2-1	<p>【自転車軽自動車商工協同組合】</p> <p>喜多方市のある中学校において自転車通学をする場合は、整備店で点検を受け、TSマークを付けることを条件とすることを試行的に実施した。この取組の結果をみて、全県での取組を考えてもいいのではないかと。</p>	<p>【教育庁】</p> <p>自転車通学を許可する際には、通常、自転車点検を行い、安全な自転車であることを確認した後に許可を出している。学校における教員による点検、自転車店における点検等、学校において方法は様々ではあるが、以前より全県的に行われている。</p>	教育庁

<p>自転車の点検整備及び 防犯対策 (条例第12条関係)</p>	<p>点検整備に係る広 報啓発</p>	<p>【県道路整備課】 TSマークについて、認識が深まっていないと感じる。引き続き 広報・周知が必要である。</p> <p>【県サイクリング協会】 TSマークは保険金額によって青・赤・緑と3種類あるが、その違 いを理解できている人は少ないように思う。また、学校、団体、会 社等で利用する場合は最低でも年1回の点検と整備を行うような働 きかけを行うべきである。</p>	<p>【生活交通課】 交通安全協会、自転車軽自動車商工協同組合と連携し、自転車量販店及び 自転車安全整備店を通じた点検整備の広報啓発に取り組んでまいる。</p>	<p>生活交通課</p>
<p>施策3 安全器具の使用 (条例第14条関係)</p>	<p>3-1 安全器具の使用に 係る広報啓発</p>	<p>【自転車軽自動車商工協同組合】 自転車通学者をターゲットとして、県警が年1回、各所でヘルメッ ト着用等自転車の安全な利用について街頭啓発活動を行えないか。 また、その該当啓発活動に組合の整備士が参加し、点検整備も一緒 に行うことも可能である。</p> <p>【県商工会議所女性会連合会】 自転車ヘルメットの着用について努力義務化されたことを知る人 が少ないため、もっと報道・周知が必要なのではないか。</p> <p>【日本損害保険協会東北支部福島損保会】 自転車の安全な利用のためには、ヘルメットの着用等、第三者が注 意深く根強く喚起していく必要がある。</p> <p>【県サイクリング協会】 高校生の通学時のヘルメット着用率をあげるための取組が必要であ る。また、高齢者や一般社会人への着用を推進するため、企業、各 種団体への働きかけが必要である。</p>	<p>【県警】 県内各署において、月に1度、関係機関団体と連携して、自転車指導啓発 重点地区路線を中心に街頭啓発活動を実施しており、今後も引き続き街頭啓 発活動を実施していく。</p> <p>【生活交通課】 テレビCM、YouTube動画配信、新聞、ラジオ放送等様々な広報媒体を通じ て全世代を対象とした広報啓発活動を行うとともに、若年層や高齢者を主な 対象として、学生が多く利用する商業施設での啓発活動や老人クラブ連合会 と連携した呼びかけを行うなど、効果的な周知を行ってまいる。</p> <p>【県警】 高校生のヘルメット着用について、昨年度は尚志高校を自転車ヘルメット 着用推進モデル校に指定するなどして広報啓発を行った他、各警察署におい ても独自に自転車用ヘルメット着用推進モデル校、自転車ヘルメット着用推 進リーダー等の啓発活動を実施しており、今後も引き続き高校生に対する自 転車ヘルメットの着用促進を図る。</p>	<p>県警</p> <p>生活交通課 県警</p>

<p>施策4 自転車損害賠償責任等への加入義務化 (条例第16条～18)</p>	<p>4-1 自転車保険への加入に関する情報提供・加入確認</p>	<p>【県サイクリング協会】 被害、加害の両面から実情に合った保障のある保険加入を見直す機会を作る必要がある。また、自転車事故のモデル例から、どのような保障内容が適切かを知らせる事も必要である。</p>	<p>【生活交通課】 チラシ、テレビCM、ラジオ放送、生活交通課ホームページ等において自転車事故のモデル例を紹介し、周知してまいる。</p>	<p>生活交通課</p>
<p>施策5 道路環境の整備 (条例第19条関係)</p>	<p>5-1 通学路に係る点検、自転車通行空間の整備</p>	<p>【国土交通省東北運輸局福島運輸支局】 自転車走行は車道の左端を走行するが、小石がたくさんあり、パンクが心配であるため、整備をお願いしたい。</p> <p>【県サイクリング協会】 除草や定期的な清掃を行い、走行環境を整える取組が必要である。自転車通行可の歩道が十分な幅のない部分や車道の左端舗装が欠落、波打ち、段差（特に縦方向）などで自転車の安全走行に支障をきたす可能性があることから、順次解決にとりくんで欲しい。</p>	<p>【道路整備課】 県管理道路については、定期的に道路のパトロールを実施し、除草や道路の補修などを実施している。</p> <p>また、波打ちや段差（特に縦方向）のある道路については、道路状態の悪い箇所から計画的に実施している。</p> <p>引き続き、自転車が安心して走行できるよう、舗装補修や矢羽根型路面表示の設置など自転車走行環境の整備を進めてまいる。</p>	<p>道路整備課</p>
<p>資料3 特定原動機付自転車（電動キックボード）について</p>	<p>【県サイクリング協会】 特定小型原動機付自転車の普及が考えられる事から、歩行者を優先し、道路を利用する他の交通機関との兼ね合いも考慮しながら安全教育の推進を願いたい。</p>	<p>【県警】 各種交通安全教室等において、特定小型原動機付自転車についての安全教育も実施していく。</p>	<p>県警</p>	